

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： かんだ保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 御子柴 匡章	定員（利用人数）： １２０名（ ９２名 ）	
所在地： 愛知県大府市神田町２丁目１２１番地		
TEL： ０５６２－５７－４７７５		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 令和 ２年 ４月 １日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人みのむし学園		
職員数	常勤職員： １７名	非常勤職員： １７名
専門職員	（園長） １名	（調理） ５名
	（保育士） ２４名	（事務） １名
	（保育補助） ３名	
施設・設備の概要	（居室数） ７室	（設備等） 調理室・保育室・事務室
		お遊戯室・一時保育室

③理念・基本方針

★理念

・法人 EDU.CAREの保育を！

【基本理念】

児童福祉法に基づき子どもの人権や主体性、個性を尊重し、子どもの最善の幸福のために努力します。

保護者や地域社会と力を合わせ児童の福祉を積極的に増進し、合わせて地域における家庭援助を行います。

子どもの福祉を積極的に進めるために、職員は豊かな愛情をもって接し、子どものより良い環境をつくるため人間性の向上と知識の習得、技術の向上に努めます。

【保育理念】

子どもたちの“わくわくドキドキ”が「心にのこるけしき」としていっぱいこる保育をめざします。

・施設・事業所

かんだ保育園（以下、「当園」という。）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（1）当園は、子どもが本来持っている育ちの力を伸ばし子どもの認知・発達に応じた支援に力を入れて保育を行います。

（2）当園は、社会福祉法人として行政機関とその他関係機関とも連携を図り、社会への貢献を十分に行えるようにします。

★基本方針

登園の保育方針は「保育所保育指針」に基づいています。

子どもの最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば平易に説明して、より良い保育のために努力研鑽することを基本とします。

職員は人権を尊重し、プライバシーを守ります。

④施設・事業所の特徴的な取組

心身ともに健康な子ども。大好きな人がいる子ども。意欲的な子ども。人の思いを受け止められる子ども。

- ・子どもたちが笑って成長できる場所
- ・わくわく やりたい 大好き を育てる。
- ・広くゆったりした空間の中で、思いっきり笑って、遊んで学べる。
- ・やりたいこと、好きなことをたくさん見つけられる場所として、子どもたちが安心してのびのびと成長できる保育を目指しています。

かんだ保育園が大切にしている保育の基本

- ・あそぶ
子どもたちがのびのび遊べる園舎
木のぬくもりが感じられる、開放感あふれる環境です。園の中心に位置する廊下の幅は6m。遊んだり、給食を食べたり、廊下にはいつも子どもたちの元気な声があふれています。
- ・たべる
給食 卵・牛乳・小麦を使わない給食を提供しています。アレルギーがある子どもたちも、みんなと同じメニューが食べられるようにしています。
- ・やってみる
季節にあわせた多種多様な年間行事や、正課活動（たいそう、えいご、かきかた）で初めての体験を積み重ね、子どもたちの感受性を育みます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年12月 5日（契約日） ～
	令和 7年 4月 1日（評価確定日） 【 令和 7年 2月12日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「保育の質の向上」に向けての取組み

副園長主導で、「子どもの主体性を育む」保育の実現に向けて5年計画が策定され、園内外での教育・研修に積極的に参加している。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト」などを行い、保育の振返りの機会を設けている。園の開設から3年目を迎え、子どもの主体性を尊重し、職員が自主的に考える保育実践に繋がっているなど、着実に成果が得られている。

◆保育の質の向上への職員意識

毎日の保育を振り返り、記録に残すことで、職員各自が自分自身を冷静に見ることができている。振り返りの内容を職員会議で共有することで、それぞれが自分事として捉えて考え、課題意識を持つ機会となっている。周りの職員の意識を通して、自分自身の意識の高まりと連鎖していることが実感できている。

◆「主体的な保育」についての考え方の共通理解

副園長を中心に、「主体的な保育とは」を、5年計画に挙げて考えている。今年度は3年目ではあるものの、場面を捉えて繰り返し話し合うことで、放任保育ではない「主体的な保育」に近づきつつあると感じられる。大人として、子どもを導いていく教育の部分も視野に入れ、今後も「主体的な保育」について考えることを継続して行ってほしい。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定及び実施

開園4年目を迎え、一時保育の受入れや地域交流、ボランティア受入れなど、実施していききたい活動は多くある。それらを有効かつ確実に実施するため、中・長期並びに単年度の事業計画に反映させ、計画的、組織的に活動していくことが望まれる。

◆文書管理

相談・苦情に対応するためのマニュアルは作成されているとのことであったが、確認できなかった。マニュアルは機能性に富んでいることが必須条件で、「必要な人が」、「必要な時に」、「必要なところで」手にすることが求められる。文書・様式は、上位文書である法令や指針の改廃、事故の発生時、また定期的な見直し等、機会あるごとに見直しを実施し、常に利用可能な状態にしておくことを期待したい。

◆自己評価の甘さ

毎日の振り返りを実施し、また「主体的な保育について」の話し合いに基づいた保育を精一杯取り組んでいることで、「これだけやっているのだから・・・」と、自身への評価に甘さが出ているように感じられる。一所懸命に取り組んでいることと、保育者自身への自己評価とを意識的に切り分け、客観的な目で自己評価に取り組んでほしい。「保育に“これでいい”はない」との気持ちを持ち、これからのより質の高い保育を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を初めて受け、園の運営管理や保育について改めて見直し、考える機会となりました。文章化しきれていない事業計画などを改善し、保育士や保護者に周知できるようにしていきたいと考えています。

複数の保育士で評価をしているため、自己評価の甘さがでていいるとは考えられないが、苦手な分野への課題意識が高まることで、保育の質の向上を目指して欲しいと考えています。

この自己評価により、同僚の保育士がどのような保育への考えや、価値観をもっているのか改めて理解できる機会であったと思いました。

今後も全職員で引き続き、保育の質の向上を目指し、改善できる点を検討していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 「子どもたちの”わくわくどきどき”が『心のにのこるけしき』としていっぱいこの保育を目指す」の保育理念の下、子どもの主体性を尊重し、自ら考えて活動する自発性を育む保育実践に取り組んでいる。園の理念・方針に基づく重点的な活動目標などは、職員の意識を同じ方向に向かせるためにも文書化して、周知することが望まれる。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 園長は、法人本部のある長野県の幼稚園・保育園の理事も兼ねており、大府市の園長会への参加の他、県外の保育行政なども情報収集している。周辺地域は、古い家族形態が多く、外国にルーツを持つ住民も増加傾向にある。子どもの数自体の変化はないが、現状、認可定員に対し8割弱の現員で園を運営している。未就園児などの情報も積極的に収集し、園運営に反映させていくことが望まれる。			
Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 処遇改善や働き方改革などに伴う人件費などを含めた収支改善、人材確保、外国にルーツを持つ子どもの増加に伴う対応など、ど都度、職員とも情報共有して対応している。各課題に対しては、対応する優先順位や時期・期間などを明確にするためにもカテゴリー別に分類し、「課題一覧（仮称）」などで文書化して、必要に応じて事業計画に反映させて取り組むことが望まれる。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 保育実践に関して、副園長主導で「子どもの主体性を育む」保育実現に向けて5年計画が策定され、3年目を迎えている。職員も、自主的に考えて保育実践に努めるなど、着実に成果が得られている。園運営に際しては、保育実践も含め3年後・5年後の「園のあるべき姿」を明確にして、現状の課題改善も含め、その姿に近づけるための計画を園独自で策定することが望ましい。			
Ⅰ-3-（１）-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ⑥ ・ c	
<コメント> 単年度の事業計画が作成されているが、中・長期計画に基づく活動や前年度の活動評価による改善内容、実施評価をするための基準等が明確となっていない。評価基準（数値目標や達成度合いなど）を明確にすることで、活動もしやすくなるため、計画策定時には、予め評価基準を定め、それを目標にした活動内容（実施事項）を明確にすることが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 行事計画を中心に、職員会議などを利用して進捗や実施状況を把握し、実施評価を行い、次回実施時に改善点を反映させている。しかし、事業計画は理事会提出を目的に作成され、職員には開示されていない。事業計画に関する各活動は職員が活動主体となるため、事業計画策定や実施状況の確認、評価・見直しに際しては、職員の参加を求め、職員意見や提案も反映させることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の概要は、入園希望者には「入園のしおり」で、在園保護者に対しては「園だより」や保育参観を通して説明・周知しているが、保護者の認識度は7割程度に留まっている。現状の「育っている姿」だけではなく、保護者が「これから育っていくだろう姿」を想像・連想できるようにするなど、資料や説明も工夫して保護者の園に対する興味・関心を高めることが望まれる。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 園長は、保育の質の向上には、職員の「経験」が重要な要素と認識し、園外での教育・研修への参加や園内研修を実施している。「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト」などより、保育の振返りの機会を設けている。副園長主導の5年計画に基づく活動は、園全体の保育の質の向上に繋がり、保護者アンケートでも好評が得られている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 「人権擁護のためのセルフチェックリスト」や「保育所保育指針に基づく自己チェックリスト」を行っているが、集計や分析までは行われていない。今回の第三者評価に基づく自己評価や評価結果も含め、セルフチェックの集計も行い、職員や園全体の傾向分析を実施されたい。また、必要に応じて改善策を事業計画にも反映させ、計画的・組織的に取り組むことが望ましい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 「運営規程」や「職務分掌」に、園長・副園長・各職員の職種や職務内容が明記され、年度初めの職員会議で周知している。避難訓練や防犯訓練など、園長不在でも実施し、園長不在でも支障がないよう努めているが、園長不在時の権限委任先は文書化されていない。権限委任ルールについても、「職務分掌」に明記して職員へ周知することが望まれる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 遵守すべき法令や指針の改定情報などは、市からの通知や法令・実務書の加除式書籍の差控えにより確認し、必要に応じて職員へ周知している。各種マニュアルや手順書は、園長・副園長で作成されている。法令や指針の改定は、マニュアル・手順書の見直し機会ともなるため、関連する法令や指針を特定し、定期的に改定状況や内容を確認する仕組みづくりを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 各種のチェックリストにより保育の振返りを行ったり、職員会議などを利用して話し合いの機会を設け、保育の質の向上を目指している。保育の質の向上のため、教育・研修の他、公開保育なども利用し、職員自らの気づきや他者からの意見・アドバイスを得る機会を設けることも有効な取組みとなる。動画などのツールの活用も含め、研修の実施方法を工夫・検討することが望まれる。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉔ ・ b ・ c	
<コメント> 保護者への連絡や登降園管理など、開園時からICTが導入されている。記録類は紙ベースで管理しており、手書き・電子データどちらでも作成可能であり、職員の選択に任されている。デイリーのシフト表を作成し、フリー保育士や非常勤職員の協力も得て、作業時間や空き時間を見える化している。職員間で協力し合う体制を構築することで、業務の実効性を高めている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 年2回の個人面談で職員の就業意向を確認し、必要に応じて園独自で採用活動を行っている。採用に際しては、求人情報誌やハローワークを利用し、園のパンフレットにも募集情報を掲載している。定着対策としては、働きやすい職場環境を整えることで、職員定着に繋げている。今後、新卒採用にあたっては、卒業生や実習生の協力も得て養成校との関係を強化し、職員確保に繋げることが望まれる。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> キャリアアップ研修を基にしたキャリア形成を図り、保有する資格や認定、教育・研修の受講履歴などを園で管理している。「職員マニュアル」に「期待する職員像」が記載されているが、モデルとなるキャリアパスは示されていない。職員一人ひとりが段階的にスキルを高めつつ、身につけたスキルを長くその組織で活かしていけるよう、キャリアパスを明確にすることが望まれる。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		保16	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 職員の勤怠は「出勤簿」で管理され、園長は常に職員の勤務状況を確認することが可能である。研修や職員会議などは業務時間内に行い、時間外労働はほとんどない。有給休暇も本人希望を優先し、5日間の夏季休暇の取得も可能としている。園長・副園長は、常に職員に目を配り、職員の心と身体 の健康維持に努め、「働きやすい職場環境」づくりに取り組んでいる。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。		保17	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 日々の保育実践の他、園内外での教育・研修やセルフチェックでの保育の振り返り、年2回の個人面談などを通して、職員一人ひとりの育成に努めている。「期待される職員像」は「職員マニュアル」に記載されているが、そこに至る段階的なスキルアップは各個人に任されている。キャリアパスを明確にし、個人目標なども活用して育成する仕組みの検討・構築が望まれる。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。		保18	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 研修計画に基づき、市主催の研修やキャリアアップ研修を受講し、園内研修でもテーマによっては外部講師を招き、知識・技術の向上を図っている。研修受講後は、研修報告や資料配付などにより伝聞研修を行い、職員間で共有している。研修報告には、研修により習得した知識・技術の園内での活用法（アクションプラン）を記載し、一定期間後に研修効果を測定することも望まれる。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。		保19	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 園外研修は平日午後の開催となるため、職員間の協力も得てシフト調整し、参加機会を確保している。市の研修は非正規職員の参加も可能であり、積極的な参加を促している。外部機関からの研修案内を回覧し、参加は職員の自由意志に任せている。新任職員は、OJTシートを用いていたが現在は利用せず、職員間でフォローする体制としている。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		保20	① ・ ② ・ ③
＜コメント＞ 「実習生受入れマニュアル」を整備し、昨年度は養成幹事校からの要請で受入れたが、今年度は依頼がなかった。実習生受入れは、採用にも直結するため、養成校との関係を強化するとともに、マニュアルの目的に「採用の一助とする」ことを明記することが望ましい。実習生を指導する職員の育成も含め、実習生受入れを園にとっての有益な活動としていくことが望まれる。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 園のホームページを開設しておらず、園の情報はパンフレットでのみ公開されている。苦情・相談の体制は、園内に掲示するとともに「重要事項説明書」に明記して保護者へ周知している。昨年・今年度と苦情・相談はない。苦情への対応マニュアルは作成済とのことであったが、確認ができなかった。ホームページの公開も含め、苦情・相談への対応ルールの整備が望まれる。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 「経理規程」や「管理規程」を整備している。職務分掌が文書化され、事務担当職員を配置して適正な事務取扱いに努めている。一部、発生する現金取引では、事務担当職員が出納管理し、園長が確認する手順となっている。県・市の監査を受け、指摘事項は速やかに改善している。法人内や園内で監査する仕組みがないため、内部監査の仕組みを検討・構築することが望まれる。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 地域の公民館での行事への参加や園のお餅つきに地域住民の協力を得るなど、地域交流を行っている。日常的には、散歩などの園外活動が地域交流の中心となっている。地域で開催される子育てイベントなどの情報は、ポスターを掲示して保護者に情報を発信している。近隣の高齢者施設や他園との交流も視野に入れており、事業計画にも反映させて計画的に取り組む考えである。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ ボランティア受入れのマニュアルや様式を整備しており、市内の楽器店がバイオリン演奏に訪れている。お餅つきには、地域の協力が得られている。ボランティア受入れは、保育補助の他にも、学校教育への協力や子どもの感性を豊かにしたり、施設管理への協力もある。子どもが様々な年齢の大人と接する機会ともなるため、「子どもの安全」を第一に、計画的に受け入れることが望まれる。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園の関係機関は、電話帳を利用して管理している。保護者の同意の下、療育センター職員が園を訪問し、子どもの様子を見てアドバイスをするなど、連携して対応している。過去には、児童相談所から連絡を受けて情報提供するなど、適切に対応した記録が残してある。関連機関は、電話帳だけではなく、一覧化して、誰でも確認できるようにしておくことが望ましい。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ 園長会や年2回の幼保小連絡会、地域の生涯学習委員会などに園長が参加し、情報収集している。就学前の保護者相談などからも、地域の福祉ニーズを拾っている。今後は、未就園児対象の園庭開放や小学校との相互訪問などの構想もある。地域との交流拡大策を、事業計画にも反映させて計画的に取り組むことが望まれる。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ c	
＜コメント＞ まだ、利用者はいないが、一時保育の実施園である。随時、子育て相談を実施し、地域の子育て支援に努めている。園内に設置してあるAEDは、地域への貸出しが可能である。BCP（事業継続計画）は未策定である。市からひな形の提供を受けており、園の有する人的・物的資源の有効活用も含め、早期に策定し、機会があれば実地訓練を実施することが望まれる。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a . b . c	
＜コメント＞ 子どもを尊重した保育の基本姿勢は、「重要事項説明書」や「入園のしおり」に記載されている。保護者には、入園時に「入園のしおり」に基づいて説明している。職員は、年に1度、弁護士を講師とした人権研修に参加している。また、日々の保育の振返りや他保育士の姿を通して、自身の保育を振り返っている。迷ったり悩んだりした時には、副園長に相談することで、モチベーションを維持している。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a . b . c	
＜コメント＞ 虐待防止をはじめ、権利擁護に関するマニュアルは、法人作成のものと市が作成したものを精査し、園独自のマニュアルを作成している。保護者への発信物は、個人情報保護への観点から、職員が作成したものを副園長、園長がチェックをしている。職員各自への干渉をできる限りしないようにし、職員各自が個人情報保護を意識した上で、各々の言葉で発信できるように指導している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a . b . c	
＜コメント＞ 保育所選択に必要な情報は市役所のホームページに園名が記載され、パンフレットも置いてある。利用希望や見学希望の保護者には、パンフレットを手渡して副園長が個別に説明している。パンフレットの内容については、年度末に職員会議で見直している。自園のホームページ開設については検討中であり、早期の開設が待たれる。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a . b . c	
＜コメント＞ 保育の開始にあたっては、「実施案」や「重要事項説明書」、「入園のしおり」に基づき、入園説明会で副園長が保護者に説明している。内容については職員会議で共通理解が図られており、どの職員でも対応できるようにしている。特に配慮が必要な保護者への対応方法については、文書化しておくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a . b . c	
＜コメント＞ 保育の継続性に配慮した手順や方法に関しては、法人作成のものと市作成のものに基づいて対応している。市内転園については、「保育の記録」のみの送付である。保護者は、子どもの生活状況や成長記録等の書類を再記入している。市外転園については、問い合わせがあれば口頭で伝えている。市内転園について、保護者の負担を軽減させるためにも、必要書類の送付のルール化を検討されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a . b . c	
＜コメント＞ 利用者満足の把握は、日々の保育の振返りの中で子どもの満足度を把握し、保護者については送迎時の会話や行事ごとに行うアンケートで把握している。記名式のアンケートのため、個別に返答をすることができている。アンケートの集計は副園長が行い、文書にまとめて職員会議で検討、共有している。改善策については、「園だより」や「行事のお知らせ」で保護者に伝えている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a . b . c	
＜コメント＞ 苦情解決の体制が整えられており、「重要事項説明書」に記載し、玄関にも掲示されている。第三者委員を通しての苦情は現在はない。相談や苦情があれば、対応した職員は副園長に報告している。苦情解決の体制や流れについては、全職員に周知しておくことが求められる。			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<コメント> 「入園のしおり」に保育相談についての記載があり、タブレットを利用した相談も受け付けている。担任作成の文書や「園だより」等でも、いつでも、誰にでも、相談をすることが可能であることを保護者に発信している。事務室の奥に相談室があり、他者の目を気にせずに安心して面談が行える環境を整えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<コメント> 職員は日々の送迎時の会話や個別面談、タブレット等で保護者からの相談を受けている。昼礼時等に副園長に報告・相談し、副園長から園長に報告が上がり、その後に職員への周知、共有という流れになっている。「相談マニュアル」に基づき、「相談記録ノート」へも記入している。相談内容についての記入、周知、共有は職員による差異があるが、相談内容総べては副園長が把握している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<コメント> リスクマネジメントについては、副園長を中心に行われている。「ヒヤリハット」や「事故報告書」に記入された事案は、昼礼、職員会議等で周知し、検討して共有している。年度初めの職員会議でも、安全な保育についての話し合いをしている。職員による安全点検、業者による遊具点検も定期的に行われている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<コメント> 感染症予防と発生時の対応マニュアルがあり、年度初めに職員全員で確認をしている。感染症対応は副園長を中心に行われており、感染症発生時には昼礼や職員会議で情報を共有している。送迎時には口頭で、また「キッズノート」のアプリ等で、保護者への情報提供や経過報告が行われている。マニュアルの存在やその内容について、職員が理解できる仕組みづくりが望まれる。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ ② ・ ③
<コメント> 災害時の対応体制が整えられており、職員各自も自身の役割を把握している。保育時間外の災害時の保護者確認の方法については検討中であり、現時点では仕組みが確立していない。第二避難場所についての変更を含め、地域の協力体制も視野に入れて、近隣の事業所との連携を検討中である。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 標準的な実施方法が記載された「マニュアル集」が全職員に配付され、各保育室にも1冊ずつ置いてある。年度初めに職員間で読ませでの周知、共有をしている。また、必要に応じて昼礼や職員会議で説明し、話し合いに使用されているが、資料の量が多く、全部を把握できていない現状である。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c	
<コメント> 標準的な実施方法は、副園長が議題として提示し、職員会議で現状にそぐわない部分は変更している。また、年度末に各職員が確認し、見直ししたり変更した上で次年度に繋げていくようになっている。しかし、見直しの時期や方法については明文化されていない。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 入園時に副園長がアセスメントを行い、入園後は担任が確認している。乳児や個別に支援の必要な子どもについては、保護者からの意見を個別指導計画に反映させている。食物アレルギー対応児については、副園長と調理員、保護者とが面談の上、対応策を指導計画に反映させている。日本語以外の言語については、保護者へはアプリの利用や繰り返して伝える等の対応をしている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画は年間、月、週日案、乳児は加えて個別の立案がされている。0歳児については、子どもの状況により難しい部分もあるが、子どもの様子、保育の良くなかったところ、気になる点等を「毎日の保育」に記入している。指導計画の変更については、事後報告となるが、昼礼や職員会議で職員間の共有を図っている。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況については年に1度、保護者に追記してもらう機会を設けている。指導計画の立案については職員会議で話し合い、周知がされているが、定期的な確認や検討はできていない。副園長が個別に話を聞いたり、説明をしたりして対処してはいるが、職員により立案や評価・反省の記入内容に差異が生じている現状ではある。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 年に1度、弁護士による人権研修を受けており、その中で個人情報の保護や記録の取扱いについても触れられている。その研修を受講することによって、職員の記録管理についての意識が高まっている。保護者に対しては、入園説明会時に「重要事項説明書」に基づいて説明を行い、十分な周知が図られている。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（１） 保育の全体的な計画の作成			
	A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 「保育の全体的な計画」には、園の理念や保育方針が明記されている。副園長が作成した原案を各担当が確認し、修正案を提出して再編成している。園独自の計画にしていくために、地域交流やアレルギー児対応、障害児保育、長時間保育の内容についても記載することが望まれる。			
A-1-（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（２）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 家庭環境に近くするために、保育室内の壁面には子どもの作品を飾らず、作品はホールに展示している。多くの絵本に触れる機会が持てるよう、ホール（廊下）にも絵本コーナーを設置している。乳児クラスは直接テラスに出ることが可能であり、ホール（廊下）が広いことから、子どもの生活の幅を広げる工夫もある。避難経路の確保が難しいなどの難点もあり、対応策を検討中である。			
	A-1-（２）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ㉞ ・ c
＜コメント＞ 子ども同士のトラブルの際には解決策を提示するのではなく、子どもの性格や特性を把握し、子ども同士で良かったところを認め合い、職員は殺気立った気持ちを落ち着かせる役割をしている。忙しい時には否定的な言葉が出ることもあるが、ねらいの確認をしたり、子どもが楽しい思いをするためには、どのような言葉掛けが適切なのかを担当が自ら考えられるよう、指導を行っている。			
	A-1-（２）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 子どもが基本的な生活習慣を身につけるため、「年次の育ち」の園内研修を行っている。各担当が今年1年の視点を定め、それを導いていく指針を各担当が判断して保育している。就学、進級時期になると言葉掛けが多くなり、余計な言葉をかけたりする傾向がある。その反省に立って、担任に限らず職員全体が認める言葉掛けをすることによって、子どもが基本的な生活習慣を身につけてきている。			
	A-1-（２）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 好きな場所での遊びは、子どもの様子を見切れないという不安から、集団で何かをするという感覚が強い職員もいる。しかし、副園長を中心に5年計画で取り組んでいる「主体的な保育について」の望ましい保育の意識づけと、広い視野での環境設定を職員会議等で繰り返し話し合っている。園外での活動や野菜の収穫、餅つき等の地域交流も行っている。			
	A-1-（２）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 0歳児6人を2名で保育しており、広い保育室にはベビーベッドも置かれている。一人ひとりの子どもの発達や食事、睡眠等の生活リズムを大切にしながら、ゆったりと関わられるように意識して保育している。家庭との連携は「キッズノート」のアプリで行い、日々の保育に活かしたり、保育園での様子を伝えたりしている。			
	A-1-（２）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉠ ・ b ・ c
＜コメント＞ 1、2歳児は、探索活動、自我の芽生え、基本的な生活習慣の獲得、今後自発的に動いていくための力を育む等のテーマに沿い、子どもの状態に合わせた保育を実践している。子どもファーストの保育が基本であるが、時として子どもファーストの捉え方や職員の言動が異なることもある。そのような場合には、副園長との話し合いの場を持ち、双方で共通認識の確認を行って解決している。			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 各保育室には、絵本や造形教材、ごっこ遊び教材、楽器類等が置いてある。保育室のみならず、好きな場所で、好きな友達と、好きな遊びができるように環境が整えられている。人権研修を受けているが故であるうか、大人として伝えていかななくてはならないことの線引きが曖昧になっている部分がある。養護として守るべきこと、教育として導いていくことも意識して保育することが望まれる。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 職員が、市の主催する障害児保育に関する研修に参加し、受講した職員が講師となって保育園内で伝達研修を行っている。職員は、様々な障害特性についての知識を蓄え、障害児との適切な関わり方や対応方法を会得している。現在、障害児の受入れができる体制ではあるが、障害を持った子どもは在籍していない。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 早朝保育の時間は異年齢保育になるため、担当職員は安全に遊べる環境づくりや保育内容を工夫している。17時30分までは各担任が保育を行い、18時以降の保育についてはお菓子とお茶を提供している。おおよその時間を各担任が保育をしているが、クラス全員が延長保育を受けている訳ではないので、延長保育の指導計画の作成を検討されたい。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 小学校での生活を見通して、授業の見学や話を聞く姿勢、時間、受け答え、文字への興味づけ等が指導計画に盛り込まれている。副園長と担任が、小学校の教員と子どもの状態を共有するための場を設けている。保護者は、入学説明会時に小学校の教員の話を聞き、個人懇談会で相談したりして、小学校生活への見通しが持てるようにしている。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「健康管理マニュアル」に基づき、子どもの健康管理を行っている。体調悪化やけがの対応は、次の日以降に保護者に確認をして把握している。「保健衛生年間指導計画」を作成し、保育の中に盛り込んでいる。SIDS（乳幼児突然死症候群）対応として、午睡時の呼吸チェックを行っている。保護者へは、入園時に文書にて説明し、周知している。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 健康診断、歯科健診、毎月の身体測定の結果は、文書にて保護者に伝えている。歯科健診の結果については個別に口頭でもつたえ、歯科受診を勧めてもいる。子どもたちが歯科衛生士による歯みがき指導を受け、子ども自身が自分の健康に意識が向けられるよう取り組んでいる。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 小麦、卵、乳製品を使用しない給食を提供しており、三大食物アレルギー児も他児と同じ食事が摂れるよう配慮している。他の食物アレルギー児への対応は医師の診断書に基づき、保護者、調理員、担任、副園長とで話し合い、除去食を提供している。保護者へは入園説明会で説明している。職員全員が食物アレルギーの対応研修を受けることが望ましい。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「食育計画」に基づき、現在は幼児クラス全員がホールで食事をしている。食事中に食材や味、食べたときの感想や思いを話し合い、子どもが食に関心を持てるようにしている。食器は割れる物であることが経験できるよう、磁器製の食器を多く取り入れている。保護者へは毎日の献立を掲示し、月に1度「食育だより」を発信している。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① a . b . c
<コメント> ご飯に他の食材が混ざると嫌がる子どもがおり、ご飯と副菜は別の器で提供し、どの子どもも食事が楽しめるよう配慮している。調理員が、毎日給食の時間に保育室に出向き、子どもの食べ具合や残食の状況を把握している。園の夏祭りの際には、ホールを屋台風に飾り付け、使い捨て容器を使用する等、行事食や季節の食事も積極的に取り入れている。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 「キッズノート」のアプリを利用したり、送迎時の会話で日々の園での生活を情報提供している。保護者に保育の意図や保育内容について理解してもらい、子どもの成長を感じてもらえるようにしている。保護者から発信される内容については、副園長に相談したり記録に残したりしている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ① ・ c
＜コメント＞ 朝夕の送迎時には職員から保護者に積極的に声をかけ、相談しやすい雰囲気を作るようにしている。保護者からの相談は、「クラスノート」に記入してクラス内で共有している。園内での情報の共有については、どのような内容を記録に残して職員共有していくのかは、職員の判断に任せられている。今後は、個人の判断に任せず、記録に残す基準を定めることが望ましい。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
＜コメント＞ 虐待等権利侵害についての研修を年度初めに行い、職員周知をし、日々の子どもの様子から、虐待を受けていないかの把握に努めている。現在、被虐待児童は在席していないため、市の家庭児童相談室や児童相談所との関わりはなく、また保護者支援についても行っていない。しかし、常に連携がとれる体制にはなっている。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 各職員は園の一員であるという自覚があり、毎日の振り返りを通して、保育の質の向上を考えている。また、会議の中で振り返りを共有することで、自分事として認識し、一人では気づけなかった課題の抽出が可能となっている。			